

大阪工業大学学生アルバイトの職種制限について

大阪工業大学 学生部厚生課
ロボティクス&デザイン工学部事務室
情報科学部事務室

アルバイト紹介は教育的配慮により、以下に該当する求人票の取扱いをいたしません。

■職種による制限

1. ボール盤、旋盤、裁断機、プレス、草刈機等、自動機械の助手を含むこれらの操作。
2. 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱いまたはその周辺での助手を含むこれらの作業。ガソリンスタンドでの作業。
3. 自動車や単車等車両の運転または自転車で 30kg 以上の重量物の配達。
4. 線路内や交通頻繁な路上での作業。
5. 土木や水道工事等の現場作業。
6. 建築中や建物取壊現場での現場作業または残材片付作業。
7. 2m以上の高所でのガラス拭き、器具取付等の作業。
8. 警備員、宿直、交通整理。
9. 農薬や劇薬等有害な薬物の取扱いを伴う作業または薬品等の臨床人体実験。
10. 特に高温、低温、粉塵、粉末、有毒ガス、騒音等の劣悪な環境下での作業。
11. 無許可の街頭でのチラシ配り、ポスター貼り。露店、屋台等の売り子等。
12. 不特定多数を対象とした、街頭や訪問による助手を含むこれらの調査。または調査内容に問題のある助手を含む調査。スパイ行為やプライバシーに関する助手を含むこれらの調査。
13. 訪問販売や勧誘を目的とした集金業務。金融ローンやクレジットに関する信用調査または返済督促業務。消費者金融業に関する一切の業務。
14. 開催中の競馬や競輪場等のギャンブル場内での現場作業。
15. バー、キャバレー、マージャン店、パチンコ店等の風俗営業法に基づく職種の現場作業。
16. 住み込みまたは深夜作業(22:00～翌日 6:00)。
17. 選挙の応援に関連する一切の業務。
18. 人命に関わることが予測される業務(プールの監視員、スイミング・体操等の指導員を含む)。
19. その他特に学生が関与する労働として社会的に好ましくないと判断されるもの。

■労働条件による制限、労働条件が不明確なもの

1. 家庭教師派遣等の登録制のもの。
2. 就労中の事故に対し対象学生に負担を負わせるもの。
3. 最低保証のない出来高払いのもの。
4. 違約金や損害賠償を予定するもの。
5. 男女雇用機会均等法に抵触するもの。

■その他の制限

1. 学習塾の講師で経営実績が 1 年未満のもの。
2. 対象学生に不利益な契約を求めるもの。
3. 対象学生を紹介しても、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの。
4. 人員の限定を条件とするもの。
5. 労働争議に介入するおそれのあるもの。
6. 営利職業斡旋業者への仲介斡旋。
7. マルチやネズミ講商法に関するもの。
8. 公序良俗に反すると認められるもの。
9. 私的な依頼によるもの。

■その他特に好ましくないものと判断されるもの